

のご案内(国内企画旅行取引条件説明書・抜粋)

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししていますので、事前に確認のうえお申し込みください。

本旅行条件書は、旅行業法第2条の4に定める取引条件説明書面および同法第2条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、会津高原リゾート株式会社(以下「当社」という)が企画・実施するものでこの旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行条件書、パンフレット、出発前にお渡しする行程案内書および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部等によります。

2. 旅行契約のお申込み

- 所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金、取消料、違約料の一部または全部として取扱います。

(申込み金)

旅行代金 (おひとり)	15,000円 未満	30,000円 未満	60,000円 未満	100,000円 未満	100,000円 以上
お申込金	3,000円	6,000円	12,000円	20,000円	旅行代金の20%

- 当社は電話等の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日目にあたる日までに申込書を所定の申込金とともに提出していただきます。当該期間内に申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

3) 通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件にファクシミリ、インターネット等の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。
- 通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が契約にもとづく旅行代金等の支払い、または払戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

3. お客様と旅行契約の成立時期

- 当社とお客様との募集型企画旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、所定の申込金を受理したときに成立します。
 - 電話等による旅行契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目にあたる日までに当社がお客様から申込書と所定の申込金を受理したときに成立します。
 - 通信契約の場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送したときに成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、ファックス等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ## 4. 申込条件
- 未成年者の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ## 5. 旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日までに支払いいただきます。
- ## 6. 確定書面(最終日程表)の交付

確定書面(最終日程表)は旅行開始日の前日にあたる日までに交付いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの

各コース毎に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料、サービス料、消費税等諸税が含まれます。

8. 旅行代金に含まれないもの

コースに含まれない交通費等の費用、超過手荷物料金、個人的性質の諸費用(電話代、別途注文の飲食代等)、ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)など前7項のほかは旅行代金に含まれません。

9. 旅行契約の解除

することができます。

- お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。

(JRプラン、バスプラン)

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			前日	当日	旅行開始日後および無連絡不参加
	21日前まで	20～8日前	7～2日前			
取消料	無料	20%	305	40%	50%	100%

(宿泊プラン) ※旅行開始日は当日の午前0時になります。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			当日	旅行開始日後および無連絡不参加
	6日前まで	5～4日前	3日前～前日		
取消料	無料	無料(14名以下)	20%	50%	100%
		20%(15名以上)			

※旅行開始日は当日の午前0時になります。

- ただし、旅行開始後、お客様のご都合によりご旅行を途中で解除される場合はお客様の権利放棄とみなし一切の払戻しをいたしません。

- お客様は、次に掲げる場合において、1)の規程にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。旅行契約内容に重要な変更(旅行開始日又は旅行終了日の変更、入場する観光地、観光施設、その他旅行目的地的変更、運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更、運送機関の種類又は会社名の変更、宿泊機関の種類又は名称の変更、宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の条件の変更、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更)が行なわれたとき。

10. 特別補償

当社は、お客様がご旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、特別補償規定に定める範囲内で補償金および見舞金を支払います。

11. 旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金を支払います。詳しくは別途お渡しする「募集型企画旅行条件書(国内旅行)」(全文)でご確認ください。

12. その他

- 現地でお客様からのお申し出に基づき、当社が講じた特別な措置、手配に要する費用はお客様の負担とします。
- 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行ないます。

13. お客様の責任

- お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。

- お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約内容について理解するように努めなければなりません。

- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

14. 最少催行人員

この旅行の最少催行人員は2名です。

15. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2009年7月1日を基準日としています。また、旅行代金はこの旅行条件は、**2009年7月1日**を基準日としています。また、旅行代金は**2009年7月1日**現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

個人情報取扱いについて

当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行会社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供スルサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

また、「アンケート」のお願い、「キャンペーンのご案内」、その他DM等の発送にも利用させていただく場合がありますので予めご了承ください。

旅行企画・実施

会津高原リゾート(株)旅行事業部

福島県知事登録旅行業第2-299号

旅行業務取扱管理者 木村 照好

お申し込みは

